



30都市住不第2058号
平成31年2月8日

一般社団法人 全国住宅産業協会
会長 神山 和郎 様

東京都都市整備局住宅政策推進部
不動産課長 平松 紀 晴



不動産業に関わる事業者及び従事者の社会的責務に関する意識の向上について

東京都の住宅行政に平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記については、かねてから東京都都市整備局住宅政策推進部不動産課長名で、宅地建物取引業者等の人権問題に対する意識の向上に向けた取組をお願いしてまいりました。一昨年には、都内において不動産取引に係る差別事象が発生したことから、平成29年6月26日付、同年9月20日付で通知をさせていただいたところです。

また、貴協会におかれましては、これまでも会員等への各種研修や機関誌などを通じ、人権に関する教育、啓発活動に取り組んでいただいているところと承知しております。他方、現在もインターネット上には、不動産取引に関して差別を助長するおそれがある不適切な表現を宅地建物取引士を称する者が行っている事象が見受けられます。

このような現状を踏まえ、本事象のような表現に惑わされないことはもとより、同和地区の存在を調べること、答えること、教えることが差別あるいは差別につながる行為であること、さらには平成22年5月18日の衆議院国土交通委員会においても、「取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなくても宅建業法第47条に抵触しない」旨の解釈が示されていることを各種研修などで丁寧に解説するなど、人権に関する教育、啓発活動の一層の推進と継続的な実施にご協力をお願いいたします。